

政令市・中核市及び東京都の条例内容比較

自治体	さいたま市	新潟市	仙台市	横浜市	北九州市	福岡市	名古屋市	
条例名	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	仙台市障害を理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例	横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例	障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例	福岡市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例	
施行日	平成23年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成30年4月1日	平成31年1月1日	平成31年4月1日	
前文	○	○	○	-	○	○	○	
目的	○	○	○	○	○	○	○	
基本理念	○	-	○	-	○	○	○	
用語の定義(障害)	○	-	○	○ (法の例による)	-	-	-	
用語の定義(障害者)	○	○	○		○	○	○	
発達障害に関する言及	○	○	○		○	○	○	
難病に関する言及	-	○	-		○	○	○	
用語の定義(社会的障壁)	○	○	○		○	○	○	
用語の定義(不当な差別的取扱い)	-	-	○		○	○	○	
用語の定義(合理的配慮)	○	○	○		○	○	○	
用語の定義(差別)	○	○	-		-	・不当な差別的取扱いをすること ・合理的配慮をしないこと	・不当な差別的取扱いをすること ・合理的配慮をしないこと	・不当な差別的取扱いをすること ・合理的配慮をしないこと
社会生活領域ごとの規定	○ 差別の定義の場面	○ 差別の定義の場面	○ 不当な差別的取扱い禁止の場面		-	○ 不当な差別的取扱い禁止の場面	○ 不当な差別的取扱い禁止の場面	○ 不当な差別的取扱い禁止の場面
市民の責務又は役割	市民等の責務	市民等の役割	責務		-	役割	役割	責務
事業者の責務又は役割			責務	-	役割	役割	責務	
自治体の責務	責務	責務	責務	-	責務	責務	責務	
事業者に合理的配慮(法的義務)を課すか	○ 「何人も、差別をしてはならない」※「差別」の定義の一部領域で「合理的配慮をしないこと」が含まれる	○ 「何人も、差別をしてはならない」※「差別」の定義に「合理的配慮をしないこと」が含まれる	- 事業者は努力義務	-	- 事業者は努力義務	- 事業者は努力義務	- 事業者は努力義務	
啓発	-	○	○	○	○	○	○	
相談対応	-	○	○	○	○	○	○	
助言・あっせん等の専門機関	○ ※附属機関	○ ※附属機関	○ ※附属機関	○ ※附属機関	○ ※附属機関	○ ※附属機関	○ ※附属機関	
首長による勧告・公表・罰則	○ 勧告・公表	○ 勧告・公表	○ 勧告・公表	- 勧告	○ 勧告・公表	○ 勧告・公表	○ 勧告・公表	
情報・コミュニケーション	○ 意思疎通等が困難な障害者に対する施策等	○ 情報及び意思疎通	○ 意思疎通の支援	-	○ 基本理念で規定(手話言語・情報保障)	○ 基本理念で規定(手話言語・情報保障)	○ 手話言語の普及・意思疎通手段の利用の促進	
表彰等の制度	○ 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者の顕彰に努めるものとする	-	-	-	○ 市長は、障害及び障害のある人への理解を深め、又は障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うものとする	○ 市長は、合理的配慮をすることに関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる	-	

政令市・中核市及び東京都の条例内容比較

自治体	八王子市	和歌山市	明石市	松江市	山形市	青森市	秋田市	東京都
条例名	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	和歌山市障害者差別解消推進条例	明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例	松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例	山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例	秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例
施行日	平成24年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年10月1日	平成29年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成30年10月1日
前文	○	-	○	○	○	○	○	○
目的	○	○	○	○	○	○	○	○
基本理念	○	○	○	○	○	○	○	○
用語の定義(障害)	-	○	-	○	-	-	-	-
用語の定義(障害者)	○	○	○	-	○	○	○	○
発達障害に関する言及	○	○	○	○	○	○	○	○
難病に関する言及	-	-	○	○	-	-	-	○
用語の定義(社会的障壁)	○	○	○	○	○	○	○	○
用語の定義(不当な差別的取扱い)	-	-	○	-	○	-	○	-
用語の定義(合理的配慮)	-	-	○	○	○	○	○	-
用語の定義(差別)	障害を理由として差別すること その他の権利利益を侵害する行為	障害を理由とするあらゆる区分、排除又は制限	・不当な差別的取扱いをすること ・合理的配慮の提供をしないこと	・不当な取り扱いをすること ・合理的配慮を怠ること	-	・不当な差別的取扱いをすること	・不当な差別的取扱い ・合理的配慮の不提供	-
社会生活領域ごとの規定	○	-	-	○	-	○	-	-
	合理的配慮の提供の場面	-	-	合理的配慮の促進の取組	-	社会的障壁の除去の場面(合理的配慮の提供)	-	-
市民の責務又は役割	市民等の責務	市民等の役割	市民及び事業者の役割	市民等の役割	市民及び事業者の役割	市民及び事業者の役割	責務	都民及び事業者の責務
事業者の責務又は役割							責務	
自治体の責務	責務	責務	責務	責務	責務	責務	責務	責務
事業者に合理的配慮(法的義務)を課すか	-	-	-	-	-	-	-	○
	事業者は努力義務	-	事業者は努力義務	事業者は努力義務	事業者は努力義務	事業者は努力義務	事業者は努力義務	事業者は義務
啓発	○	○	○	○	○	○	○	○
相談対応	○	○	○	○	○	○	○	○(広域相談員)
助言・あっせん等の専門機関	○	○	○	○	-	○	○	○
	※付属機関	※付属機関	※付属機関	※付属機関	-	※付属機関	※付属機関	※付属機関
首長による勧告・公表・罰則	勧告	勧告・公表	勧告・公表	勧告・公表	-	勧告	勧告	勧告・公表
情報・コミュニケーション	○	○	○	○	○	○	○	○
	コミュニケーション手段の普及啓発 ・利用拡大の支援	意思疎通支援の実施	前文にて、別の条例で規定している旨記載	・障害に応じた手段、方法による情報提供 ・コミュニケーション手段の普及促進	基本理念で規定(手話言語、意思疎通の手段の選択の機会の確保)	・情報の取得及び意思疎通支援 ・障害の特性に配慮した手段及び様式による情報提供	・情報の取得及び意思疎通支援 ・障害者に配慮した情報提供	・情報保障の推進 ・手話言語の普及
表彰等の制度	-	-	-	○	-	-	-	-
	-	-	※条例に規定はないが、別途助成金の制度あり	市長は、合理的配慮の積極的実施及びその普及に貢献したと認められるもののほか障がいのある人に対する理解を広げ差別を解消するため市民の模範となる行為をしたと認められるものを表彰することができる	-	-	-	-